

富山県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、民間事業者に閲覧用雑誌を広告媒体として提供し、その事業活動を促進することを通じ、経済分野等との連携を推進するとともに、富山県立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、富山県立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 スポンサー名及び広告の用紙は、雑誌スポンサーが提供するものとし、その規格等は、募集要領に掲げるとおりとする。
- 4 書架の雑誌名の表示板に、当該雑誌のスポンサー名を表示する。
- 5 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 富山県企業広告等掲載基準第1項各号に掲げる業種又は事業者については、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第5条 富山県企業広告等掲載基準第2項各号に該当する内容については、広告掲載をしない。

(広告掲出期間)

第6条 広告掲出期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中からの場合は、図書館が掲出を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第7条 雑誌スポンサーを希望する者は、館長が別に定める雑誌のリストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、「雑誌スポンサー申込書（様式第1号）」により館長に対して申込みを行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、雑誌スポンサーの募集に必要な事項は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

第8条 雑誌スポンサーの申込みを行った者は、掲載しようとする広告内容について予め図書館と協議をし、審査を受けなければならない。

- 2 館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

- 3 前項の審査は、第7条第2項に定める申込み期間中において申込みのあった順に行うものとし、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、抽選で優先権を決定する。
- 4 館長は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(雑誌スポンサー審査会)

- 第9条 前条の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会の委員長は館長を充て、委員は副館長及び各課長をもって充てる。
 - 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。
 - 4 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 5 審査会の議事は、審査会における協議に基づき、委員長が決定する。

(雑誌スポンサーの決定)

- 第10条 館長は、第7条第1項による申込みがあったときは、第8条第2項の規定により審査を行い、審査結果を申込者に対して通知をするものとする。

(契約)

- 第11条 前条の規定により通知を受け取った者は、速やかに「覚書」（様式2号）により契約を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

- 第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

- 第13条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。
- 2 支払は、毎年度一括先払いとする。
 - 3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
 - 4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

- 第14条 スポンサー誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

附 則

この要領は平成25年12月9日から施行する。

雑誌スポンサー申込書

令和 年 月 日

富山県立図書館長 あて

富山県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たり以下の事項を誓約します。

[誓約事項]

- 1 この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 広告掲載にあたっては、同要綱を遵守します。
- 3 県税の未納は、ありません。
- 4 覚書を提出します。

(申込者)

住所又は所在地 〒

名称

氏名又は代表者名

印

電話番号

記

- 1 広告の対象となる事業
- 2 広告掲載期間 令和 年 月 日 から 令和 年 3月 31日 まで
- 3 広告の掲出を希望する誌名

【希望誌】

	雑誌名
1	
2	
3	

【予備誌 (希望誌が契約済の場合)】

	雑誌名
1	
2	
3	

- ※ 希望する雑誌が3誌以上ある場合は、雑誌名を別紙に記載し、申込書に添付してください。
- ※ 希望する雑誌が契約済であった場合、予備誌の表の番号順に当てていきます。

- 4 広告内容 別添のとおり 【添付文書】 広告案、会社概要等
- 5 担当者連絡先

部 署	
氏名又は担当者名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

(備考) 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込み期間内の先着順とし、
郵送等により同着の場合は、抽選で優先権を決定します。

(様式2号)

覚 書

富山県立図書館長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、
雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(雑誌購入費用の負担)

第1条 乙は、富山県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領 (以下「実施要領」という。) に基
づき、甲が購入する次の雑誌の代金を負担する。

- 乙は、前項の購入代金1年分を甲が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。
- 支払に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- 契約の延長に当たっては、第2項及び前項に規定する支払を毎年度行うものとする。

(広告の方法)

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の新刊にカバーを掛け、雑誌表面にはスポンサー名
を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示する。

- 雑誌裏面に掲載する広告は乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受け
たものでなければならない。

(広告の期間)

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を表示する期間は、令和 年 月 日
から令和 年3月31日までとする。但し、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれかの書面
による本契約による解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後
も同様とする。

(広告主の責務)

第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる
全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。
- 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任
及び負担において解決するものとする。

(定めのない事項に関する疑義)

第5条 本覚書及び実施要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、実施
要領の趣旨に則り、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は、2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山市茶屋町 206-3
富山県立図書館
館長

印

乙

印